

議案第二〇号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正するものとする

昭和三十三年三月十一日 提出 三朝町長 坂出 隆 己

昭和三十三年三月十一日 議決 三朝町議会議員 天野 義 隆

昭和三十三年三朝町条例第二号

三朝町国民健康保険条例の一部改正条例

第十二条 第一項 但書を削る

第四号の次に

五、 充、 填、 イ、 ン、 レ、

六、 補綴（歯牙抜却又は、歯冠崩壊したるもの七割以上に及びたる場合の有床義歯）を加える

義歯修理を認め、他の一切の補綴は含まない。）を加える

第十九条 「助産の額は三百円とする」とあるを「助産費の額は五百円とする」と改める

第二十七条の「末尾に権利を取得することがある」とあるを、「二つがある」とを抹消し

次の但書を加える

「但し、被保険者又は、被保険者であつた者が、既に当該第三章から同一の事由に

よつて損害賠償を受けた時は、その種類の限りにおいて保険給付を行わない。

附 則

この条例は公布の日から起行し、昭和三十三年四月一日から適用する

